

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会には検問所（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会には調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

08-025

大 政 野 外 外 儀 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

外 務 省 外 務 次 官
大 務 務 典 房
次 次
中 秘 行 官 審 査 長 長

総 番 号 R137140

月 13日

平成 2年 7月 13日

韓 国 発

本 省 発

主 管 北 京

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓の爆者問題

秘密指定解除

公文書監理室

第2385号 秘 至急（ゆう先廻理）

（以下FAX送信 SO0893-03）

秘密指定解除

公文書監理室

秘

三八〇三

1. 以上諸國原煤輸送協定を承認するに、
 東京に在り商議の爲に、松井大造氏を以て
 以て爲す。

以上の方針を以て、40億圓を援現の爲に松井
 氏が在座側面関係者の御協力と意を融和してか
 つ、在座側面協力に之を調停するべきものと考
 へてゐる。また、金額に於いては、諸國政府
 以上の要求を一併した経緯もあり、かつ、日本
 政府が人道の立場に立、又、松井氏は此の電の如
 きもので、電報自体に之を今更、至るべき
 20億圓のと考へてゐる。

(2) 他方、協定国に建設費や、在野関係（炭
 関係等）、右等諸物資建設費等の面から、今
 圓の40億圓を首受するに付、いとの在り
 度から考へて之をいふことも事實である（同委員とし
 ては、日本政府の援助方針は、
 以上、これら在野関係や建設費とは異なる
 も一線を画し、40億圓に於いては、日本政
 府のせうから考へる一協力として、これを受
 入けるべきとの主張を行つてゐる。

秘密指定解除

公文書監理室

三六五

同紙上の「保時強硬」の字が、今日信用の失墜に
 つき、保時として世に水子と何等意味を明か
 かに出来たりせられたが、上記の保時強硬の意
 思を誤解した外に、先週初めに内外記者
 会に在りて声明文(別紙を参照)を發表するこ
 とに決めた。今日同記者会に挨拶と十三時迄
 の御大儀を蒙致し、同声明書の整理への伝達
 を要請した。と夢之乙に云へ、自今(同全表)
 以、引退を告げ、外務省の關係の事には手出
 せんと、保時の重信、夢之乙に、其不説し申
 せし中だといふ意、云へる。

[illegible]

石、以上四部、並、各、八、分、は、協、合、が、意、を、
原、因、と、考、へ、た、と、い、ふ、こ、と、は、本、件、内、題、に、對、

F A X 信

秘密指定解除

公文書監理室

秘



総 番 号 R137141

主 管

月 13日

韓 国 発

亜 北

平成 2年 7月 13日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ひ爆者問題

F A X 信 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 SO0894-04)

△
往電第2385号 列外人民信

聲 明 書

SOL894-01/

私達韓国人被爆者は日本の植民地侵略に続く戦争政策によって広島、長崎への居住を強いられた結果、原子爆弾の被害を受け、その後一貫して今日まで放置されてきた。

さる5月24日から26日までの盧泰愚大統領の訪日にさいし、日本政府はかつての植民地侵略をようやく認め、海部総理は謝罪を表明、韓国人被爆者の支援の為、40億円(約184億ウォン)の基金を拠出すると約束された。

私達韓国人被爆者は、一応これを評価しなからず、政府代表が心から謝罪するのであればこれ相當の補償措置がともなうものと考え、その意味でいえば今回の40億円は、抜本的問題解決には程遠いものであると指摘せざるを得ない。

日本政府の対策の遅れと不十分さに絶望を感じた被爆孤老の本協會員李孟姫が、6月11日ソウル日本大使館前で服毒自殺を図った。

大使館警備警察の機敏な処置で、命は救われ、今尚、入院加療中であるが被爆會員の中から、日本政府の無誠意を訴えて第二、第三の李孟姫が出ることを懸念するものである。

私達は次のような点から日本政府の問題解決への一層の努力を促すものである。

(1) 被爆者協會は、1984年當時の日本人被爆者一人当たりの日本政府の予算

S008948-02

を基礎に、過去42年間と今後10年間の計52年にわたって支出したと想定して、1987年11月日本政府に対して正式に23億ドルの補償要求を行った。この補償要求について、日本弁護士連合会や日本の市民運動団体までもがその妥当性を認めているのである。この23億ドルの要求と、40億円の金額とはあまりにも大きなへだたりがあり、私達が要求している「補償」とは受けとれない。

(2) また報道によれば、40億円支給についてもいろいろと条件を付けているようだが、私達はこれに対して大いに不服である。

(3) 日本では1987年現在35萬9931人の被爆者中22萬8248人が月額2萬7500円(12萬6775ウオン)の健康管理手當での支給を受けているが、現在被爆者協會に登録済の被爆者2073人(推定被爆者数は23,000人であるのだが……)だけにでも日本と同程度の手當てを支給しようとするれば年間31億5400萬ウオンの財源が必要になるのである。この健康管理手當ての他にも日本政府が実施している、現行7、8種類の諸手當を支給しようと思えばもっと多額の基金が必要になり、とうてい日本人被爆者なみの援護措置を図ることはできない。

被爆者協會は、今回の40億円が全額一時払いになるものとして、独自に援護對策を立て使途についていろいろと計劃を立ててみた。しかし、40億円は余りにも少ない金額である。「人道的立場」からの拠出金であるならば當然のことながら、被爆者援護の實態に即した「援護基金」でなければならない。

S06894-23

放射能に冒された身体と心を支え、明日の生活に望みをかけることに手をかすことこそが 真の 援護ではなからうか。

韓国原爆被害者協會は次のように要求する。

(1) 私達は法的、公的立場では、すでに要求した23億ドルの被害補償を求める。

(2) 但し、23億ドルの補償要求を今すぐ實現させるのが不可能な場合は、

これを暫く留保するとしても、日本政府が自ら進んで提供するとする「人道的立場」での拠出金だけについてももっと誠意をみせるべきである、40億円は援護対策を進める差 水に過ぎない。しかし當分増額が困難な場合は最低限、即刻一時払いにすべきである。

(3) 1989年から日本政府が支出している韓国被爆者の治療援助費(1989年1990年に各4200万円)は、40億円とは別枠として、日本政府の韓国被爆者の福祉対策が少しでも豊かになるよう今後とも継続して供与すべきである。

(4) 韓国被爆者対策には必ず、當事者として當協會の意見を参考にすること

(5) 日本政府は(1)沖縄被爆者達の本土復帰の際に支払われた見舞金、(2)太平洋戦争中アメリカに抑留されていた日系人に対するアメリカ政府の補償金支払い、(3)台湾の旧日本軍人、軍属に対する補償金支払い、(4)その他、ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国の戦後処理一等を韓国人被爆者対策で十分に参考にするよう望む。

S00894-24

人道主義を標榜する海部総理が約束した今度の「援護基金」が實に實のあるものとして韓日両国の心からの友好親善に役立つよう、日本政府當局の誠意ある措置を訴えるものである。

1990年 7月 15日

社団法人 韓國原爆被害者協會

會員一同